

○令和6年4月から勤務医の時間外・休日労働の上限規制が適用

医療機関に適用する水準		長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準		原則（一般労働者と同程度）	960時間
特例水準	B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
	連携B水準	地域医療の確保のため、他院に派遣する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため	通算で1,860時間 (各院では960時間)
	C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間
	C-2水準	長時間修練が必要な技能の習得のため	1,860時間

○医療法の改正により、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置について整備

医療機関

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関は、医師労働時間短縮計画を作成
- ・健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等

都道府県

- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関（**特定労務管理対象機関**）を知事が指定
- ・指定にあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴取

令和6年度第2回 特定労務管理対象機関の指定

【申請医療機関数】 1 医療機関

(指定水準の件数)

水準	指定に係る業務		医療機関数	
B 水準	救急医療	三次救急医療機関	—	1
		二次救急医療機関	1	
	居宅等における医療		—	
	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		—	
連携 B 水準	医師派遣		1	
C - 1 水準	臨床研修・専門研修医の研修のため		—	—
	臨床研修医の研修のため		—	
	専門研修医の研修のため		—	
C - 2 水準	特定分野における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の習得のための研修を行う病院又は診療所		—	
計			2	

【参考】 指定済医療機関数 49 医療機関

(指定水準の件数)

指定水準	B 水準	連携 B 水準	C - 1 水準	C - 2 水準	計
医療機関数	39	22	15	1	77